



宮 崎 県 公 報

令和5年6月30日(金曜日)号外 第35号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 44,400円

目 次

条 例

○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条 例…………… (財政課) 2	頁	○宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営 の基準に関する条例の一部を改正する条例…… (こども政策課) 10
○県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を 改正する条例…………… (税務課) 7		○宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例…………… (港湾課) 12
○宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の 一部を改正する条例…………… (こども政策課) 10		○地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一 部を改正する条例…………… (警察本部) 13
		○警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改 正する条例…………… (“) 13
		○宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の 促進に係る信号機等に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例…………… (“) 14

本号で公布された条例のあらまし

◎ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例 (条例第27号)

1 改正の理由及び主な内容

- (1) 技能検定試験手数料について、若年技術者の確保及び育成の観点から、手数料の減免措置の対象者を拡大することとしました。
- (2) 国内における豚熱のまん延に伴い、県によるワクチン及び接種票の交付に係る手数料を新設することとしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例 (条例第28号)

1 改正の理由及び主な内容

地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令が改正され、離島振興法に係る課税免除の対象となる区域及び業種が限定されたこと等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしました。

◎ 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第29号)

1 改正の理由及び主な内容

認定こども園の設備及び運営に関する国の基準改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (条例第30号)

1 改正の理由及び主な内容

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する国の基準改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例 (条例第31号)

1 改正の理由及び主な内容

延岡港のプレジャーボートの係留施設を適切に管理するため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 改正の理由及び主な内容
地方警察職員が警護対象者の身辺の警護に従事した場合等に支給される特殊勤務手当の手当額を引き上げるため、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日等
この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしました。

◎ 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 改正の理由及び主な内容
道路交通法の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和5年7月1日から施行することとしました。

◎ 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第34号）

- 1 改正の理由及び主な内容
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則の改正に伴い、所要の改正を行うこととしました。
- 2 施行期日
この条例は、令和5年7月1日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第27号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（手数料）</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～(321)の4 [略]</p> <p>（322）家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）家畜検査手数料</p> <p>（323）～(453) [略]</p>	<p>（手数料）</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為（次項及び附則第2項において「申請等」という。）により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>（1）～(321)の4 [略]</p> <p><u>（321）の5 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2第3項の規定に基づく措置として知事が認定する獣医師（獣医師の属する団体を含む。）及び知事が登録する同法第12条の3の2第1項に規定する飼養衛生管理者（以下「登録飼養衛生管理者」という。）が行う家畜の注射に係る動物用生物学的製剤の交付 動物用生物学的製剤交付手数料</u></p> <p><u>（321）の6 家畜伝染病予防法第3条の2第3項の規定に基づく措置として登録飼養衛生管理者が行う家畜の注射に係る接種票の交付 動物用生物学的製剤接種票交付手数料</u></p> <p>（322）家畜伝染病予防法第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査（同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査にあつては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）家畜検査手数料</p> <p>（323）～(453) [略]</p>

2～5 [略]
(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 [略]

2 [略]

3 県立こども療育センターにおける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護及び同条第8項に規定する短期入所に係る使用料の額は、同法第29条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。)の額の合計額とする。

4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は同法第21条の5の3第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用(同条第1項に規定する通所特定費用をいう。)の額の合計額とし、同法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援に係る使用料の額は同法第24条の26第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とし、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は同法第24条の2第2項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用(同条第1項に規定する入所特定費用をいう。)の額の合計額とする。

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
292 技	[略]			
能検定 試験手 数料	実技試験	[略]		

2～5 [略]

(県立こども療育センター等の使用料及び手数料)

第4条 [略]

2 [略]

3 県立こども療育センターにおける障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護及び同条第8項に規定する短期入所に係る使用料の額は、同法第29条第3項の主務大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める特定費用(同条第1項に規定する特定費用をいう。)の額の合計額とする。

4 県立こども療育センターにおける児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援に係る使用料の額は同法第21条の5の3第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める通所特定費用(同条第1項に規定する通所特定費用をいう。)の額の合計額とし、同法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援に係る使用料の額は同法第24条の26第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額とし、同法第7条第2項に規定する障害児入所支援に係る使用料の額は同法第24条の2第2項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び規則で定める入所特定費用(同条第1項に規定する入所特定費用をいう。)の額の合計額とする。

別表第2(第3条関係)

手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]				
292 技	[略]			
能検定 試験手 数料	実技試験	[略]		1 技能検定2級又は3級の 実技試験を受けようとする 35歳未満の者 (<u>出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)</u> 別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者(以下「 <u>在留資格者</u> 」という。))並びに2、4及び5に掲げる者を除く。)であって、 県内に居住するもの又は 県内において就労するもの については、 実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする

			<p>1 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする25歳未満の者（<u>出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者及び3に掲げる者を除く。</u>）であって、雇用保険法（昭和49年法律第16号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p> <p>2 技能検定3級の実技試験を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは</p>				<p>2 技能検定2級又は3級の実技試験を受けようとする25歳未満の者（<u>在留資格者並びに4及び5に掲げる者を除く。</u>）であって、雇用保険法（昭和49年法律第16号）第4条第1項に規定する被保険者（以下「雇用保険被保険者」という。）であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき9,200円とする。</p> <p>3 技能検定3級の実技試験を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設（以下「<u>公共職業能力開発施設</u>」<u>という。</u>）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者若しくは</p>
--	--	--	---	--	--	--	---

				同法第25条の規定により設置される職業訓練施設において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校に在学する者をいう。 <u>3</u> において同じ。)であって、 <u>3</u> に掲げる者以外のものについては、実技試験の手料の額は1職種につき1万2,100円とする。						いう。)を除く。 <u>4</u> において同じ。)を受けている者若しくは同法第25条の規定により設置される職業訓練施設(以下「 <u>職業訓練施設</u> 」という。))において同法第24条第3項に規定する認定職業訓練(短期訓練課程を除く。 <u>4</u> において同じ。)を受けている者(現に雇用されている者を除く。))若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合高等学校に在学する者又は学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(同法第66条に規定する後期課程に限る。)、特別支援学校(同法第76条第2項に規定する高等部に限る。)、大学、高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校若しくは同法第134条第1項に規定する各種学校(以下「 <u>学校等</u> 」という。))に在学する者をいう。 <u>4</u> 及び <u>5</u> において同
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

			<p>3. 技能検定3級の実技試験を受けようとする25歳未満の在校生（<u>出入国管理及び難民認定法別表第1の上欄の在留資格を</u>もって在留する者を除く。）であって、雇用保険被保険者であるものについては</p>				<p>じ。）であって、4及び5に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p> <p>4. <u>技能検定3級の実技試験を受けようとする35歳未満の在校生（在留資格者及び5に掲げる者を除く。）</u>であって、<u>県内に居住するもの又は県内の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けているもの若しくは県内の職業訓練施設において認定職業訓練を受けているもの若しくは県内の学校等に在学するもの</u>については、<u>実技試験の手数料の額は1職種につき3,100円とする。</u></p>	<p>じ。）であって、4及び5に掲げる者以外のものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき1万2,100円とする。</p> <p>5. 技能検定3級の実技試験を受けようとする25歳未満の在校生（<u>在留資格者を除く。</u>）であって、雇用保険被保険者であるものについては、実技試験の手数料の額は1職種につき3,100円とする。</p>
--	--	--	---	--	--	--	---	--

			、実技試験の 手数料の額は 1 職種につき 3,100円とす る。 4 1 から 3 ま でに定める年 齢は、当該技 能検定の実施 年度の 4 月 1 日における年 齢とする。						6 1 から 5 ま でに定める年 齢は、当該技 能検定の実施 年度の 4 月 1 日における年 齢とする。
[略]				[略]					
321の4 [略]				321の4 [略]					
				321の5		1 頭 1 回 につき	70円		
				動物 用生物 学的製 剤交付 手数料					
				321の6		1 件 につ き	720円		
				動物 用生物 学的製 剤接種 票交付 手数料					
[略]				[略]					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第28号

県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除等の特例に関する条例（昭和39年宮崎県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第6条の3第17項に規定する関係大臣が指定する地区（以下「指定離島振興地域」という。）内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、次の各号に掲げる区域、地区又は地域において、それぞれ当該各号に定める者に対して課する県税の課税免除又は不均一課税を行うことにより、当該区域、地区又は地域における工業開発の促進及び産業の振興に寄与することを目的とする。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地区（以下「<u>離島振興対策実施地域</u>」という。）のうち、産業の振興のための取組が積極的に推進されるものとして離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号。以下「<u>自治省令第1号</u>」という。）第2条第1号イに規定する産業振興促進区域（以下</p>

が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号。以下「自治省令第1号」という。)第1条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(3)～(6) [略]

(指定離島振興地域における県税の課税免除)

第3条 指定離島振興地域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 指定離島振興地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から令和5年3月31日までの期間(当該指定離島振興地域が指定離島振興地域でなくなったときは、指定離島振興地域として公示された日から指定離島振興地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 指定離島振興地域において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(指定離島振興地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及び償却資産(指定離島振興地域として公示された日以後において取得したものに限り)に対して初年度以降課するもの

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和5年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から令和5年3月31日まで

「離島振興促進区域」という。)内において製造の事業、旅館業、情報サービス業又は自治省令第1号第1条各号に掲げる事業(離島振興法第4条第3項に規定する産業振興促進事項に定められた業種に限る。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業、水産業又は薪炭製造業を行う個人

(3)～(6) [略]

(離島振興促進区域における県税の課税免除)

第3条 離島振興促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、事業税及び固定資産税の課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度(個人の行う畜産業、水産業又は薪炭製造業に対するものにあつては、5箇年度)のものに限る。

(1) 事業税 次のア及びイに掲げるもの

ア 離島振興対策実施地域として公示された日(その日が平成5年4月1日前である場合には、同日。以下同じ。)から令和7年3月31日までの期間(当該離島振興対策実施地域が離島振興対策実施地域でなくなったときは、離島振興対策実施地域として公示された日から離島振興対策実施地域でなくなった日までの期間)内に自治省令第1号第2条第1号イに規定する特別償却設備(以下この条において「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下この条において「特別償却設備設置者」という。)について、当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額(県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。)のうち当該設備に係るものとして自治省令第1号第3条の規定により計算した額に対して課するもの

イ 離島振興促進区域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業(自治省令第1号第2条第1号イに規定する過疎地区区内において営む畜産業又は水産業を除く。)を行う個人でその者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計がこれらの事業の当該年における延べ労働日数の3分の1を超え、かつ、2分の1以下であるものについて、その者の所得金額に対して課するもの

(2) 不動産取得税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(離島振興対策実施地域として公示された日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課するもの

(3) 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及び償却資産(離島振興対策実施地域として公示された日以後において取得したものに限り)に対して初年度以降課するもの

(促進区域における県税の課税免除)

第5条 促進区域においては、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める県税の課税を免除する。ただし、固定資産税に係る課税の免除については、当該課税を免除する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 不動産取得税 同意基本計画の同意の日(当該同意の日が令和7年3月31日までに行われたものに限る。以下この号及び次号において「同意日」という。)から令和7年3月31日まで

の期間（促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間）内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者（次号において「牽引事業施設設置者」という。）について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋（当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

（半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税）

第6条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和5年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 改正後の条例第3条及び第6条の規定は、令和5年4月1日以後にこれらの条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前にこの条例による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第3条又は第6条に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第5条の規定は、令和5年4月1日以後に改正後の条例第1条第4号に規定する牽引事業対象施設を設置した者に対する不動産取得税及び固定資産税について適用し、同日前に改正前の条例第1条第4号に規定する牽引事業対象施設を設置した者に対する不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

の期間（促進区域が促進区域でなくなったときは、同意日から促進区域でなくなった日までの期間）内に牽引事業対象施設を設置した承認牽引事業者（次号において「牽引事業施設設置者」という。）について、当該牽引事業対象施設の用に供する家屋（当該牽引事業対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

(2) [略]

（半島振興法に基づく計画区域における県税の不均一課税）

第6条 宮崎県税条例（昭和29年宮崎県条例第19号。以下「県税条例」という。）第32条、第32条の4、第36条及び第75条の規定にかかわらず、計画区域においては、次の各号に掲げる税目の税率は、それぞれ当該各号に定める税率とする。ただし、事業税及び固定資産税に係る当該税率の適用については、当該税率を適用する措置がされた最初の年度以降3箇年度のものに限る。

(1) 事業税であって、認定産業振興促進計画に記載された半島振興法第9条の2第2項第4号に規定する計画期間（以下この条において「計画期間」という。）の初日から令和7年3月31日までの期間（当該計画期間の末日が同月31日前である場合には当該計画期間とし、同日前に同法第2条第1項の規定により半島振興対策実施地域として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とし、同月31日前に同法第9条の7第1項の規定により当該認定産業振興促進計画に係る同法第9条の5第1項に規定する認定を取り消された場合には計画期間の初日からその取り消された日までの期間とする。）内に半島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成7年自治省令第16号。以下「自治省令第16号」という。）第1条第1号に規定する特別償却設備（以下この条において「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下この条において「特別償却設備設置者」という。）の当該設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得金額又は収入金額のうち、当該設備に係るものとして、自治省令第16号第2条の規定により計算した額に対して初年度以降課するもの 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める税率

ア～ウ [略]

(2)・(3) [略]

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第29号

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例（平成18年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後													
<p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>附 則</p> <p>3 第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第6項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p>6 次表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">附則第5項</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]		附則第5項	[略]	<p>（教育及び保育の内容）</p> <p>第9条 [略]</p> <p><u>2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u></p> <p>附 則</p> <p>3 第4条第1項及び第5項本文の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。）をもって代えることができる。</p> <p><u>6 第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</u></p> <p><u>7 次表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、第3条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">附則第5項</td> <td colspan="2" style="width: 66%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>附則第6項</td> <td style="width: 33%;">第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者</td> <td style="width: 33%;">看護師等</td> </tr> </table>	[略]			附則第5項	[略]		附則第6項	第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者	看護師等
[略]														
附則第5項	[略]													
[略]														
附則第5項	[略]													
附則第6項	第4条第1項の規定による保育士の資格を有する者	看護師等												

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第30号

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年宮崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員の配置）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>（職員の配置）</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p>

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第24条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 [略]

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員)

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(園舎に備えるべき設備)

第12条 [略]

2 [略]

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第24条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4～7 [略]

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室等については、この限りでない。

第20条～第22条 [略]

(食事の提供)

第23条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第14条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第25条の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 [略]

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員)

第9条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、法第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(園舎に備えるべき設備)

第12条 [略]

2 [略]

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第25条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4～7 [略]

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備)

第14条 幼保連携型認定こども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定こども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。

2 前項の規定は、乳児室等については、適用しない。ただし、他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって、その行う保育に支障がないときは、この限りでない。

(業務継続計画の策定等)

第20条 幼保連携型認定こども園は、感染症又は非常災害の発生時において、園児の教育及び保育を継続的に実施し、並びに非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第21条～第23条 [略]

(食事の提供)

第24条 幼保連携型認定こども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法(第14条第1項の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

<p>2～5 [略] 第24条～第28条 [略] 附 則</p> <p>9 別表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。別表において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育（第7条第1項の教育課程に基づく教育をいう。次項において同じ。）に従事してはならない。</p> <p>11 前2項の規定により別表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものをもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるものの総数は、第8条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>12・13 [略] 附 則</p>	<p>2～5 [略] 第25条～第29条 [略] 附 則</p> <p>9 別表備考第1号に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。別表において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育（第7条第1項の教育課程に基づく教育をいう。次項及び附則第12項において同じ。）に従事してはならない。</p> <p>11 別表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。</p> <p>12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。</p> <p>13 附則第9項から前項までの規定により別表備考第1号に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者として規則で定めるもの並びに看護師等の総数は、第8条第3項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。</p> <p>14・15 [略]</p>
---	--

この条例は、公布の日から施行する。

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第31号

宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例

宮崎県港湾管理条例（昭和38年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定により港湾施設とみなされる施設のうち、県が管理する施設をいう。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 港湾施設 法第2条第5項に規定する港湾施設及び同条第6項の規定により港湾施設とみなされる施設のうち、県が管理する施設並びに知事が規則で定める施設をいう。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(公示)</p> <p><u>第2条の2</u> 知事は、規則で定めるところにより、前条第2号に規定する知事が規則で定める施設の概要を公示しなければならない</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第32号

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和33年宮崎県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
作 業 の 区 分	支 給 額	作 業 の 区 分	支 給 額
[略]		[略]	
第3条第25号の作業	1日につき 640円 (天皇又は皇后、上皇、 上皇后、皇太子、皇太子 妃、皇嗣、皇嗣妃若しくは 悠仁親王の警衛の場合 は、1,150円)	第3条第25号の作業 天皇又は皇后、上皇、 上皇后、皇太子、 皇太子妃、皇嗣、皇 嗣妃若しくは悠仁親 王の警衛	1日につき 1,150円
		その他の警衛	1日につき 640円
		警護対象者の警護	1日につき 1,150円
[略]		[略]	
第3条第27号の作業	1日につき 1,100円	第3条第27号の作業	1日につき 1,100円 (日没時から日出時まで の間において作業に従事 した場合は、1,650円)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、改正後の条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第33号

警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

警察関係使用料及び手数料徴収条例（平成12年宮崎県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第3条関係）					別表第2（第3条関係）				
手数料	区 分	単 位	金 額	備 考	手数料	区 分	単 位	金 額	備 考
[略]					[略]				
68 講習 手数料	[略] 道交法第 108 条の 2 第 1 項第15号に掲げる講習		[略]		68 講習 手数料	[略] 道交法第 108 条の 2 第 1 項第15号又は第16号に掲 げる講習		[略]	
[略]					[略]				
[略]					[略]				

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 令和5年6月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第34号

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成24年宮崎県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">（信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>	<p style="text-align: center;">（信号機に関する基準）</p> <p>第2条 信号機に関する法第36条第2項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両（交差点において既に左折又は右折をしているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの</p>

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。